

自転車に関する道路交通法の改正案内

2024年11月1日から、改正道路交通法が施行されます。

内容：（１）自転車運転中の「ながらスマホ」の禁止・罰則化。

（２）自転車の酒気帯び運転に対する罰則の新設。

目的：自転車の交通事故を防止する。

背景：過去10年間で自転車の交通事故における死亡・重傷事故率が約2倍に増加している。

要因：（１）自転車の運転中に携帯電話を使用した。

（２）自転車の酒気帯び状態での運転は、死亡・重傷事故率が大幅に高まる。

（１）自転車運転中の「ながらスマホ」運転罰則

項目	現在	2024年11月1日～	
		手に持って「通話」 「画面の注視」	事故など危険を生じ させた場合
罰金	5万円以下	10万円以下	30万円以下
懲役	なし	6カ月以下	1年以下

（２）自転車の酒気帯び運転罰則

項目	現在	2024年11月1日～
罰金	なし	50万円以下
懲役	なし	3年以下

※1：自転車の提供者にも同様の罰金または懲役が科せられる。

※2：酒類の提供者・同乗者にも30万円以下の罰金または2年以下の懲役が科せられる。

※3：酒酔い運転は、既に法律で禁止されており100万円以下の罰金または5年以下の懲役が科せられる。

（３）こんな運転も禁止です！！

■傘さし運転（5万円以下の罰金）

■イヤホンやヘッドフォンを使用するなどして安全な運転に必要な音・声が聞こえない状態での運転
（5万円以下の罰金）

■2人乗り（5万円以下の罰金 但し、都道府県公安委員会規則の規定で認められて場合を除く）

■並進運転（2万円以下の罰金 但し、「並進可」の標識が有る場合を除く）

自転車も車両であるという認識を改めて持ち、これまで以上に交通ルールを守ることを心がけましょう。